

令和3年（行ウ）第7号 町議会議員懲罰処分取消等請求事件

令和3年（行ク）第8号 文書提出命令申立事件

原告 土屋 由希子

被告 湯河原町

## 文書提出命令申立補充書（2）

2021年11月25日

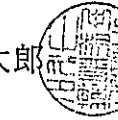
横浜地方裁判所第1民事部 御中

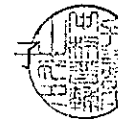
原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆司  代

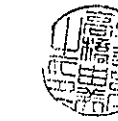
同 小沢 弘子  代

同 石崎 明人  代

同 伊藤 朝日太郎  代

同 武井 由起子  代

同 中村 晋輔  代

同 高橋 由美  代

同 馬込 竜彦  代

原告は本件文書提出命令申立事件に関する「被告の意見2」に対し、以下の通り認否・反論を施す。

## 第1（法令の定め）について

本項の記載については争わない。

## 第2（原告の発言が削除された経緯）について

### 1 1の（1）、（2）第1文、（3）は認める。

1の（2）第2文のうち、議長が原告に対し、滞納者リストに関する原告発言を撤回するよう求めたことは認め、その余は否認する。

議長が、原告に対し、「懲罰の対象となります。」と告げた（甲3・本文4頁・下から23行目）のに対し、原告は、議長に対し、「懲罰になるかどうかは、私もちょっと認識が違うんですけれども」と反論した（甲3・本文4頁・下から17行目～16行目）。

これを受けて、議長は、原告に対し、「すいません、よろしいですか。懲罰の対象になるかどうかではなくて、」と発言して、「懲罰の対象となります。」との前言を撤回している（甲3・本文4頁・下から15行目）。

このように、原告は、懲罰の対象とならないことを前提に、原告発言の撤回に応じたものである。

### 2 2の（1）の部分については特に争わないが、2の（2）ないし（4）で主張されている会議規則92条の趣旨および会議録に関する実務上の取り扱い等については、以下の通り主張する。

(1) 「会議公開の原則から当然に会議録の閲覧請求権が導かれる」、という命題から「明文の根拠を持たない会議録閲覧請求権は、公開を原則としない会議に関しては保障されない」という命題を導くことは許されるが、それ以上のものではない。すなわち、秘密会会議録の内容が当然に、他の法令上の秘密、たとえば情報公開条例上の「非公開情報」、あるいは民事訴訟法 220 条の「秘密」として取り扱われる、ということの意味するものではない。

(2) 地方自治法 123 条 1 項が会議録の作成を義務付けている趣旨について、学説は、「会議録は、会議の次第をありのままに記録しておくものであるから、たとえ、本人が発言の取消若しくは訂正をした部分又は法第 129 条の規定により、議長が発言の取消を命じた部分といえども、原本にはそのままを記載しておくべきである。秘密会の議事についても同様、会議録は調製されなければならない。」（松本英昭『新版逐条地方自治法＜第 9 次改訂版＞』470 頁、疎甲 5）とし、

行政実例（昭和 33 年 3 月 10 日、自治省行政課長回答、疎甲 6）も、「秘密会の議事並びに議長が地方自治法第 129 条の規定により取消を命じた発言も、会議録の性格上原本には記載しておくべきである。」としている。「定着した実務」として重視すべきものは、「配布用の議事録」の作成よりもむしろ「議事録原本」の作成である。

(3) 「配布用の議事録」とは別に議事録の「原本」を調製する目的を明示する条文は見当たらないが、議場における発言の内容が裁判上の争点になったときに、裁判所が真実発見の任務を全うするのに資すること

も、会議録原本の存在意義の一つである。

- (4) 湯河原町議会の原告に対する第一次懲罰の理由は、原告が（令和 2 年）「9 月 7 日開催の令和 2 年第 6 回湯河原町議会（9 月）定例会における一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の場である本会議場において、湯河原町議会議会規則第 9 2 条第 2 項の規定に反し、秘密会の議事を口外した。その後、本人は発言取消しを申し出たにもかかわらず、自身の SNS 上で秘密会の議事を他に漏らした」というものである（甲 6）。

原告は、「7 月 20 日の特別委員会で配布された滞納者名簿のコピーが回収されていないという事実」を本会議における一般質問での発言及び SNS 上の発信において原告が指摘したことは「秘密会の議事を口外した」ことに該当しないと主張している（訴状 17 頁（5））。

これに対し、被告は、「7 月 20 日の特別委員会で配布された滞納者名簿のコピーが回収されていないという事実」については、秘密会の議事の秘密に該当するので認否をしないとした上で、「秘密会の議事を口外した」ことに該当しないと原告の主張を争っている（答弁書 11 頁「（5）について」）。

公開されている令和 2 年 9 月 7 日開催の令和 2 年第 6 回湯河原町議会（9 月）定例会議録は、本会議場での原告の発言が削除された後のものである（甲 3・本文 4 頁）。

そのため、本会議場での原告の発言内容、及び、原告の行為が「秘密会の議事を口外した」ことに該当するのかを裁判所が認定するにあた

り、公開されている会議録ではなく、会議録の原本を裁判所が取り調べる必要がある不可欠なのである。

### 第3(民事訴訟法220条4号該当性)について

#### 1、本件文書は同号口の秘密文書に該当しない

(1) 「公務員の職務上の秘密」とは、客観的に「非公知の事実」であることを第一の要件とするところ、本件文書は、公開された会議（令和2年9月7日の湯河原町議会定例会＝本会議）における、原告および議長の発言を録取したものであって、その内容は「非公知の事実」には該当しない。

(2) 町税等特別委員会において滞納者リストが「配布された」事実が秘密に該当しないことは被告も認めているところである。滞納者のプライバシーを侵害する行為はこの段階ですでに成立しており、原告が是正を求めた対象は、このプライバシー侵害行為に外ならない。滞納者リストが「配布された」事実は公開されていながら、それを「回収しなかった」事実は秘匿されるべきだなどという主張は、あたかも、殺人があったことは公知の事実なのに、死体が遺棄されている事実の指摘が咎められるに等しい、不合理なものである。

すなわち、滞納者リストの「配布」事実が公表されている状況においては、それが「回収されていない」事実を「非公知の事実」と評価する余地はない。

また「滞納者リストが回収されていない」事実が仮に非公知の事実

にあたるとしても、「配布した」事実が公表されている状況の下では、「回収されていない」事実があわせて公表されても、そのことが「公共の利益を害」したり、「公務の遂行に著しい支障」を発生させるなどと解する余地はない。

- (3) 原告が、問題の発言について「それは削除していただいて結構です」と発言した（甲3・本文5頁）のは、村瀬議長が「その部分を修正してください。そうすれば、そのあと一般質問について続けていただいても構いませんので」、「削除させてくださいっていうことを、いまその場で言うていただければと思います。そのあと続けてください。」という指示に従ったものであり、「削除」に同意しなければ議長の権限（地方自治法129条）に基づき一般質問の続行が困難になると判断したからに外ならず、発言内容を「秘密」と評価することに同意したものではない。

被告が援用する平成30年4月26日最判が示す通り、議員の発言の取消を命じる議長権限の発動に対しては、議員の側から司法的救済を求める余地はないので、原告が議長の指示を拒否しなかったことをもって「同意」と評価するのは失当である。

- (4) 「滞納者リストが回収されていない」事実は、平成27年7月17日に開催された平成27年町税等徴収対策強化特別委員会の会議録において、すでに明らかになっている（甲20・3頁「平成27年度分滞納繰越分の滞納者について、名簿の用意があるということでございます。名簿には、滞納者の氏名等の記載がございます」（善本真人

副委員長）、同４頁「本日お配りしました、こちらの資料につきましては、冒頭、副委員長の方から、各自で保管ということをお願いいたしました。ご自宅に持って帰ることや保管が難しい方につきましては、そのまま置いておいていただければ、当課の方で保管いたします。」（川口かやみ徴収対策課長）。平成２４年２月２９日に開催された平成２４年町税等徴収対策強化特別委員会の会議録においても、平成２３年度滞納繰越分滞納者に関する資料について、松野満議員が「いままで、この資料を委員会で全部あれしてもらったのは、名前も全部入っちゃってるものもある」、「うちへ持っていっちゃったりしているでしょう。」と発言したことが記載され、「滞納者リストが回収されていない」事実が明らかになっている（甲３４・本文９頁～１０頁）。これらの会議録は、湯河原町議会のホームページにおいて閲覧に供されているものである。

また、「滞納者リストが回収されていない」事実は、令和２年９月８日付け神奈川新聞において、「議会に町税滞納者名簿」「特別委提供後、回収せず」との見出しの記事によって報道されている（甲４）。すなわち、神奈川新聞社は、「滞納者リストが回収されていない」事実について、秘密として保護するに値しないどころか、むしろ、多くの市民が知るべき事実と認識している。

町税等徴収対策強化特別委員会は、令和２年１２月３日に開催された令和２年町税等徴収対策強化特別委員会において、滞納者の氏名、住所等が黒塗り等に加工された、滞納者個人を特定できない名簿の提

供を湯河原町に要請する方針を決めた（２０２０年１２月３日：令和２年町税等徴収対策強化特別委員会会議録、甲７０・１０頁～１１頁）。同日の町税等徴収対策強化特別委員会において、善本真人議員は「個人が特定できない状態で、その資料（滞納者リスト）を請求することはいいのかなと思います。ただ、その資料は慎重に取り扱わなければいけないので、回収するとか、絶対議員が持っていないとか、そういうことに気を付けて、慎重な取り扱いをしていただきたいということをお願いします。」（甲７０・８頁）と発言し、滞納者リストの取扱いを慎重にする方向での議論が行われた（甲７０・８頁～１１頁）。

そして、かかる滞納者リストに関する新方針は、令和２年１２月４日、朝日新聞デジタルにおいて報道された（甲７１・朝日新聞デジタル記事「滞納者名『黒塗りに』湯河原町議会委が新方針」）。この朝日新聞デジタル記事によれば、町税等徴収対策強化特別委員会の原田洋委員長は、「（個人情報問題は）今回初めて言われ、気がついた。受け止めて改革する。」などとコメントしている（甲７１）。これは、町税等徴収対策強化特別委員会が、「滞納者リストが回収されていない」事実について、個人情報・プライバシー保護の観点からの問題性を認識した上で、滞納者リストの取扱いを改めるに至ったということである。

したがって、「滞納者リストが回収されていない」事実は、実質的にみて、それを秘密として保護するに値するとはおよそ認められない



ものである。

## 2、本件文書は同号二の内部文書に該当しない

- (1) 地方自治法 123 条 4 項は、議長が「会議の結果」を首長に報告する義務を規定しており、この報告には会議録の写しを添付することが求められている。磁気ディスクが作成されている場合は、当該磁気ディスクの添付も求められているとおり、同項で添付を求めている会議録の写しは、「原本」の写しに他ならない。すなわち会議録の原本は議会の内部文書ではない。すくなくとも「公務員が個人的に使用する目的で所持する手控えや備忘等のように、およそ外部に開示することを予定していない文書」などと同視する余地はない。

この点、「地方議会運営事典 第2次改訂版」（地方議会運営研究会編）においても、「議長は、会議録の写し等を添えて会議の結果を当該地方公共団体の長に報告しなければならない（自治法 123IV）が、それは秘密会の事項及び取消しを命じた発言等の一切を含む原本の写しを送付するという趣旨である。」と解説されているとおりである（疎甲 7・「地方議会運営事典 第2次改訂版」 87 頁）。

したがって、本件文書は、民事訴訟法 220 条 4 号ニ本文「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」にあたらぬ。

- (2) さらに、第 4 号ニは、そのカッコ書きにおいて、「国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く」と規定している。

この点に関し東京高裁平成 24 年 11 月 16 日決定は、

「同号ニ括弧書きの『公務員が組織的に用いる』とは、当該行政機関等の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものをいうと解すべきところ、本件各文書は、いずれも相手方の機関である調査委員会、対策委員会において業務上必要なものとして、利用、保存されていることが明らかである。

したがって、仮に、本件各文書が同号ニ本文のような性質を有するものであるとしても、同号ニ括弧書きが適用される結果、同号ニには当たらないとされることになる。」と判示している（疎甲８）。ちなみに、この東京高裁決定は最高裁（一小）平成２５年１２月１９日決定によって支持された（疎甲９）。

- （３） 本件文書は、地方自治法１２３条１項に基づいて議長が事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に作成させる文書であり、被告の機関である湯河原町議会において、業務上必要なものとして、利用、保存されていることが明らかである。

したがって、本件文書は、仮に、第４号ニ本文のような性質を有するものであったとしても、第４号ニのカッコ書きが適用される結果、第４号ニに該当しないことになる。

なお、被告は、東京高裁平成１０年７月７日決定が内部文書性を認めなかった青梅市議会の事案は、「秘密会の会議録ではなかった」からだ、とも主張するが、本件文書も秘密会ではなく公開された本会議の会議録である。被告の反論はこの点でも失当である。

以 上